



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次 告示

- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（上須磨自治会）
 [企画調整局参画推進課] 1975
- ▽利用料金の承認（デザイン・クリエイティブセンター神戸） [企画調整局参画推進課] 1975
- ▽特定生産緑地の指定 [都市局都市計画課] 1978
- ▽特定生産緑地の指定の解除
 [都市局都市計画課] 1979

公 告

- ▽農用地利用集積計画の決定（一般）
 [農業委員会事務局] 1979
- ▽農用地利用集積計画の決定（解除条件付）
 [農業委員会事務局] 1982
- ▽農用地利用集積計画の決定（所有権移転）
 [農業委員会事務局] 1985
- ▽建築基準法第86条の2第6項の規定による一団地の区域の認定
 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 1986
- ▽建築基準法による建築協定の認可及び建築協定書の縦覧（ペルーデュ・神戸学園都市建築協定）
 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 1987
- ▽建築協定書の公開による意見の聴取（パークサイドタウン西落合建築協定）
 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 1987
- ▽開発行為に関する工事の完了（北区東大池2丁目） [都市局都市計画課] 1988
- ▽開発行為に関する工事の完了（垂水区高丸6丁目） [都市局都市計画課] 1988
- ▽開発行為に関する工事の完了（西区伊川谷町） [都市局都市計画課] 1988

水 道 局

- ▽神戸市水道局特別給水自動給水カード販売規程の一部を改正する規程 [水道局営業課] 1990

人 事 委 員 会

- ▽神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則及び神戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 [人事委員会事務局調査課] 1992

告 示

神戸市告示第428号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月22日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体**(1) 名称**

上須磨自治会

(2) 主たる事務所

神戸市須磨区緑が丘1丁目1番11号

(3) 代表者の氏名

吉見 晴美

(4) 代表者の住所

神戸市須磨区緑が丘1丁目15番6号

2 変更があった事項及びその内容**(1) 代表者の氏名**

「山下 かおり」を「吉見 晴美」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市須磨区緑が丘1丁目7番6号」を「神戸市須磨区緑が丘1丁目15番6号」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月17日

神戸市告示第429号

デザイン・クリエイティブセンター神戸条例（平成24年3月30日条例第19号。以下「条例」という。）の規定により、デザイン・クリエイティブセンター神戸（以下「センター」という。）の指定管理者の指定を受けたデザイン・クリエイティブセンター運営共同事業体が、その収入として収受するセンターの利用にかかる料金（以下「利用料金」という。）について、条例第13条第2項の規定により承認したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。なお、条例第13条第3項及び第4項に係る料金については、令和4年6月28日付神戸市告示第260号のとおりである。

令和4年10月4日

神戸市長 久元喜造

1 利用料金の額

(1) 施設等の利用料金

ア クリエイティブラボについて、各部屋の利用料金は、以下の表のA列の単価にB列の面積を乗じ、百円未満を切り捨てた額を施設の1月あたりの利用料金とする。

部 屋	A 列 単価 (円 / 月・㎡)	B 列 面積
201	2,000	61.09㎡
202	2,000	66.34㎡
203	2,000	70.58㎡
204	2,000	41.39㎡
304	2,000	40.76㎡
305	2,000	31.14㎡
306	2,000	53.48㎡
307	2,000	84.58㎡
308	1,819	390.93㎡
401	1,819	129.87㎡
402	2,000	37.17㎡
403	1,819	135.35㎡
404	2,000	73.19㎡
405	2,000	41.53㎡
406	2,000	47.27㎡
407	2,000	84.76㎡
408	2,000	41.19㎡
409	2,000	26.5㎡
410	2,000	30.42㎡
411	2,000	26.63㎡
412	2,000	38.88㎡
413	2,000	68.08㎡
415	2,000	57.71㎡
416	2,000	51.85㎡
417	2,000	66.67㎡
418	2,000	71.22㎡
419	2,000	27.54㎡
420	2,000	32.85㎡
421	2,000	27.88㎡
422	2,000	40.04㎡
423	2,000	46.86㎡

424	2,000	43.37m ²
425	2,000	36.23m ²
426	2,000	37.83m ²
427	2,000	52.32m ²
428	2,000	63.91m ²
429	2,000	30.53m ²
430	2,000	39.59m ²
431	2,000	33.89m ²

イ セミナー・ワークショップスペース・ギャラリーについて、各部屋の利用料金は、以下の表のA列の単価にB列の面積を乗じた額を時間あたりの利用料金とする。

部 屋	A列 単価 (時間あたり・円/m ²)	B列 面積
101	15.00	40m ²
楽屋A	9.00	46m ²
楽屋B	9.00	21m ²
楽屋C	9.00	26m ²
控室A (KIITOホール、ギャラリーAの付帯施設として使用する場合)	6.00	86m ²
控室A	15.00	86m ²
控室B	15.00	85m ²
控室C	15.00	66m ²
ギャラリーC	15.00	135m ²
301	15.00	124m ²
302	15.00	34m ²
303	15.00	154m ²

ウ ギャラリーのうち、以下の表に定める部屋は、その一部につき利用ができることとし、その利用料金は、以下の表のA列の単価に利用する面積を乗じた額を時間あたりの利用料金とする。ただし、その面積が30m²未満の場合は30m²とみなす。

施設名等	A列 単価 (時間あたり・円/m ²)
クリエイティブスタジオ	15.00
カフェ(厨房設備を除く)	15.00
生糸検査所ギャラリー	15.00

ユネスコギャラリー	15.00
ライブラリ	15.00

エ 多目的ホールについて、各部屋の利用料金は、A列の単価にB列の面積を乗じ百円未満を切り捨てた時間あたりの利用料金に、利用時間を乗じたものとする。ただし、利用時間が4時間未満の場合は4時間とみなす。

部 屋	A列 面積	B列 単価 (時間あたり・円/m ²)
KIITOホール	950m ²	10.05
ギャラリーA	576m ²	8.46

オ 営利目的の使用の場合の利用料金は、イからエで算出した額の2倍とする。

(2) 附属設備の利用料金

ア キッチン

基本料金 1日につき15,000円

延長料金 1日につき5,000円

イ カフェ厨房設備

基本料金 1日につき25,000円

延長料金 1日につき15,000円

ウ 大型プロジェクター 1日につき1台5,000円

エ 音響セット 1日につき1組35,000円

オ スピーカー大 1日につき1台10,000円

カ スピーカー中 1日につき1台7,500円

キ 音響ラック 1日につき1組15,000円

ク ワイヤレスパワードスピーカー 1日につき1台5,000円

ケ ワイヤレスシステム 1日につき1組2,000円

コ ダイレクトボックス 1日につき1台1,000円

サ コピー機 (A4・A3・B4) 白黒1枚につき10円、カラー1枚につき30円

2 施行日

令和4年11月1日とする。

神戸市告示第430号

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第4項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和4年10月4日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

神戸市告示第431号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、別紙のとおり告示する。

令和4年10月4日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

公 告**神戸市公告第193号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和4年9月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件
別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。

減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、

神戸市が認定した額とする。

(3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。また、乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第20条に規定する知事の承認を受けたときは、農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

ただし、(公社)ひょうご農林機構(農地中間管理機構)については、この限りではない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。)の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認

められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表（一般）

利用権の設定をうける者 (乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地の利用目的を含む)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目 認定面積㎡	開始年月日 終了年月日	貸借料 物			
神戸市西区押部谷町福住628-370 合同会社陽だまり農園 代表社員 西村 栄二	明石市和坂 石田 郁子	西区押部谷町押部字西ノ垣内861	田 999	本公告日 令和5年3月31日	10,000円/1筆 玄米30kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和4年12月20日までに係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。及び全量を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町福住628-370 合同会社陽だまり農園 代表社員 西村 栄二	明石市大久保町 藤田 佳子	西区押部谷町押部字西ノ垣内870	田 2,200	本公告日 令和5年3月31日	30,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和4年12月20日までに係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区神出町 淵上 斉	神戸市西区学園西町 谷本 ひとみ 神戸市西区学園西町 谷本 亘歩 神戸市西区学園西町 谷本 果歩	西区神出町北字宮西579-3 西区神出町北字梶谷998-8 西区神出町紫合字南岡913-1 西区神出町紫合字南岡917	田 859 田 2,205 田 1,668 田 643	本公告日 令和7年3月31日	8,590円/1筆 22,050円/1筆 16,680円/1筆 6,430円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
三木市本町 田中 創吉	神戸市西区神出町 淵上 斉	西区神出町北字北狐谷1000-46	田 2,471	本公告日 令和7年3月31日	123,550円/1筆	賃貸借権設定	施設園芸として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区上新地 安福 信哉	神戸市西区竜が岡 長谷川 陽子	西区岩岡町古郷字福吉373	田 2,186	本公告日 令和9年3月31日	20,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市垂水区名谷町 平井 昇三	神戸市西区岩岡町 橋本 福吉 小野市田園町 橋本 正夫	西区岩岡町岩岡字和田ヶ市3149-1 西区岩岡町岩岡字和田ヶ市3149-2 西区岩岡町岩岡字和田ヶ市3158-1 西区岩岡町岩	田 1,075 田 1,087 田 1,500 田	本公告日 令和14年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

		岡字和田ヶ市 3158-2	53					
西区伊川谷町 松田 能慶	西区伊川谷町 松田 茂宏	西区伊川谷町 前開字澤田 1507 西区伊川谷町 前開字土田井 1586	田 1,868 田 3,121	本公告日 令和15年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市中央区 下山手通5丁目7-18 公益社団法人 ひょうご農林 機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神 出町 藤井 章生	西区神出町東 字寺ノ上 1162-120 西区神出町東 字寺ノ上 1162-121	畑 1,017 畑 519	令和4年9月30日 令和14年10月31日	32,500円/1筆 16,500円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年度12月中 に乙の指定す る方法で支払 う。
神戸市中央区 下山手通5丁目7-18 公益社団法人 ひょうご農林 機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区岩 岡町 松尾 美知男	西区岩岡町岩 岡字新場 363-1	田 1,935	令和4年9月30日 令和14年10月31日	60,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中 に乙の指定す る方法で支払 う。

神戸市公告第194号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和4年9月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、
存続期間並びに借賃及びその支払の方法
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件
別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - (1) 借賃の支払猶予
利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、
利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をす
ることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
 - (2) 借賃の減額

利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。

減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、神戸市が認定した額とする。

(3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する

事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 契約の解除

甲は、乙が該当土地を利用していないと認められる場合には貸借契約を解除するものとする。

(11) 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況については、毎事業年度の終了後3月以内に農業委員会あてに農地法施行規則第60条の2に定めるところにより報告しなければならない。

(12) 市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア 乙が目的物において行う耕作（又は養畜）の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。

(13) 市長による農用地利用集積計画の取消

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借権又は使用貸借権の解除をしないとき。

イ 乙が(12)の勧告に従わなかったとき。

(14) 貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙が、その終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により過失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

(15) 違約金の支払い

甲の責めに帰されない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙が、甲に対し賃借料の1年分に相当する金額を違約金として支払う。

(16) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表（解付）

利用権の設定 をうける者 (乙)	利用権を設定 する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地の利 用目的を含む)	借賃の支払の 方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	賃借料 物			
			認定面積㎡					
神戸市西区押 部谷町 加島 直美	神戸市兵庫区 雪御所町 村主 久夫	西区押部谷町 西盛字西之下 734-2	田 867	本公告日 令和9年3月31日	5,500円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 指定する預金 口座へ振り込 む。

神戸市公告第195号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和4年9月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 所有権の移転を受ける者の氏名及び住所
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が所有権の移転を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について所有権の移転を行う者の氏名及び住所
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法、土地の引渡時期並びに所有権の移転に係る当事者間の法律関係
別表のとおり
- 5 第2項に規定する土地についての所有権の移転の条件
この農用地利用集積計画に定めるところにより移転される所有権の条件は、別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - (1) 法律関係の失効
別表に定める所有権の移転の時期までに対価の全部の支払がなされなかったときは、この農用地利用集積計画に定めるところにより行われる所有権の移転に係る法律関係は、失効する。
 - (2) 所有権以外の権利の消滅
所有権を移転する土地に第三者のための担保物権が設定されている場合においては、所有権の移転を行う者(以下「甲」という。)は、別表に定める所有権の移転の時期までに、当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、その登記を抹消しなければならない。
 - (3) 租税公課の負担
所有権を移転する土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期

の属する年度については、甲が負担する。

(4) 経費の負担

所有権の移転の登記に要する経費は、所有権の移転を受ける者（以下「乙」という。）が負担する。その他の経費については、甲及び乙が協議して定める。

(5) 法律関係の解除

甲又は乙は、相手方がこの農用地利用集積計画に基づく義務を履行しないときは、この農用地利用集積計画に定めるところにより行われる所有権の移転に係る法律関係を解除することができる。

(6) 所有権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、所有権の移転を受けた土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(7) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表

所有権の移転を受ける者（乙）		所有権の移転を受ける土地			所有権の移転を行う者（甲）		所有権の移転の内容					所有権の移転に係る当事者間の法律関係	
氏名	住所	所在及び地番	地目 登記簿 現況	面積 (㎡)	氏名	住所	土地の利用目的	所有権移転の時期	対価	対価の支払いの方法	土地の引き渡し時期		
西村 大也	神戸市北区鹿の子台北町	神戸市北区長尾町宅原字岡崎4050	田	田	1,698	寺内 美枝子	神戸市北区長尾町	水田として利用	令和4年10月31日	1,400,000円	令和4年10月31日までに対価の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。	令和4年10月31日	売買
		神戸市北区長尾町宅原字岡崎4051	田	田	2,786					2,300,000円			
		神戸市北区長尾町宅原字椋谷4066	田	田	2,862					2,300,000円			

神戸市公告第196号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、次に掲げる公告認定対象区域内における同法第86条第1項又は第2項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「同一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、当該公告認定対象区域内の他の同一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので同法第86条の2第6項の規定により公告します。

なお、当該公告認定対象区域を表示した図書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和4年9月20日

(特定行政庁) 神戸市長 久元喜造

公告認定対象区域

神戸市須磨区高倉台7丁目19番1～6、20番1～28、21番1～27、23番1～8

神戸市公告第199号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和4年9月22日

神戸市長 久元喜造

- 1 建築協定の名称
ベルーデュ・神戸学園都市建築協定
 - 2 建築協定区域の位置
神戸市西区学園西町4丁目16番1 他
-

神戸市公告第200号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和4年9月22日

神戸市長 久元喜造

- 1 建築協定の名称
パークサイドタウン西落合建築協定
 - 2 建築協定区域の位置
神戸市須磨区西落合5丁目14番7 他
 - 3 公開による意見の聴取の開催日時
令和4年10月14日(金)
14時00分から14時30分まで
 - 4 公開による意見の聴取の場所
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
三宮国際ビル6階
建築住宅局602会議室
 - 5 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555
-

神戸市公告第202号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年10月4日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市北区東大池2丁目3427番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市中央区播磨町49番地
良品住宅株式会社
代表取締役 藤原明久
- 3 許可番号
令和3年11月19日 第8022号
(変更許可 令和4年7月22日 第2015号)

神戸市公告第203号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年10月4日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市垂水区高丸6丁目2252番2059、2252番1813の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県明石市花園町2番地の2
株式会社勝美住宅
代表取締役 渡辺 喜夫
- 3 許可番号
令和4年2月4日 第8035号
(変更許可 令和4年8月8日 第2016号)

神戸市公告第204号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年10月4日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区伊川谷町有瀬字石塚975番2、975番61

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県加古川市加古川町河原233番6 ウィルディコートⅡ101号

株式会社 ウィルディホーム

代表取締役 島田 大輔

3 許可番号

令和4年6月29日 第8056号

水道局

神戸市水道局特別給水自動給水カード販売規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年9月21日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

神戸市水道管理規程第9号

神戸市水道局特別給水自動給水カード販売規程の一部を改正する規程

神戸市水道局特別給水自動給水カード販売規程（平成6年1月水道管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(用途) 第2条 [略] 2 前項の規定によりウォーターカードを使用できる事業所は、水道局 <u>北部水道管理事務所</u> とする。	(用途) 第2条 [略] 2 前項の規定によりウォーターカードを使用できる事業所は、水道局 <u>北センター</u> とする。

様式第1号中「北センター」を「北部水道管理事務所」に改める。

附 則

(施行期日)

- この管理規程は、令和4年10月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- この管理規程の施行の際現に存するこの管理規程による改正前の神戸市水道

局特別給水自動給水カード販売規程の様式によるカードは、当分の間、なお使用することができる。

人事委員会

神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則及び神戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月22日

神戸市人事委員会

委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第3号

神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則及び神戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則の一部改正)

第1条 神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則(平成6年12月人委規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休暇の単位)</p> <p>第8条 条例に定めるところの休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。</p> <p>(1) 年次有給休暇、特別休暇のうち <u>出生サポート休暇、出産補助休暇、</u></p>	<p>(休暇の単位)</p> <p>第8条 条例に定めるところの休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。</p> <p>(1) 年次有給休暇、特別休暇のうち 出生サポート休暇、子の看護休暇</p>

育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇

1日、半日、1時間又は45分

(2) 特別休暇のうち夏季休暇及び社会貢献活動休暇 1日又は半日

(3) [略]

2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員のうち、1日の勤務時間が7時間45分未満の者については、休暇の単位は、年次有給休暇、特別休暇のうち出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇については1日、1時間又は45分（1日の勤務時間が4時間45分未満の者については、1日又は1時間）、特別休暇のうち出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇を除いたものについては1日、介護時間については15分を単位として与える。

3、4 [略]

(育児参加休暇)

第15条の2 男性職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以

及び短期の介護休暇並びに介護休暇 1日、半日、1時間又は45分

(2) 特別休暇のうち出産補助休暇、育児参加休暇、夏季休暇及び社会貢献活動休暇 1日又は半日

(3) [略]

2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員のうち、1日の勤務時間が7時間45分未満の者については、休暇の単位は、年次有給休暇、特別休暇のうち出生サポート休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇については1日、1時間又は45分（1日の勤務時間が4時間45分未満の者については、1日又は1時間）、特別休暇のうち出生サポート休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇を除いたものについては1日、介護時間については15分を単位として与える。

3、4 [略]

(育児参加休暇)

第15条の2 男性職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後

後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する男性職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、願い出により、5日の育児参加休暇を与える。

2 [略]

8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する男性職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、願い出により、5日の育児参加休暇を与える。

2 [略]

（神戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第2条 神戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年10月人委規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（休暇の単位）</p> <p>第9条 休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。</p> <p>(1) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分の会計年度任用職員の</p>	<p>（休暇の単位）</p> <p>第9条 休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。</p> <p>(1) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分の会計年度任用職員の</p>

年次有給休暇、特別休暇のうち出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇 1日、半日、1時間又は45分

(2) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分以外の会計年度任用職員の年次有給休暇、特別休暇のうち出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇 1日、1時間又は45分

(3) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分の会計年度任用職員の特別休暇のうち夏季休暇 1日又は半日

(4)、(5) [略]

2 [略]

(育児参加休暇)

第16条の3 育児参加休暇は男性の会計年度任用職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子

年次有給休暇、特別休暇のうち出生サポート休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇 1日、半日、1時間又は45分

(2) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分以外の会計年度任用職員の年次有給休暇、特別休暇のうち出生サポート休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇 1日、1時間又は45分

(3) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分の会計年度任用職員の特別休暇のうち出産補助休暇、育児参加休暇及び夏季休暇 1日又は半日

(4)、(5) [略]

2 [略]

(育児参加休暇)

第16条の3 育児参加休暇は男性の会計年度任用職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子

(配偶者の子を含む。)を養育する男性の会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、願い出により与え、その日数は週休日及び会計年度任用職員の休日を除き、週の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1週間の勤務日の日数、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1年間の勤務日の日数に応じて、別表第3のとおりとする。

(配偶者の子を含む。)を養育する男性の会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、願い出により与え、その日数は週休日及び会計年度任用職員の休日を除き、週の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1週間の勤務日の日数、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1年間の勤務日の日数に応じて、別表第3のとおりとする。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

